

杉並区提案募集型ネーミングライツパートナー募集要項

1 はじめに

(1) ネーミングライツ事業の目的

杉並区（以下「区」という。）では、区立施設等に通称名等を付ける命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を導入し、新たな財源確保と地域活性化を図ります。

(2) 提案募集型ネーミングライツとは

区の施設等の中から、法人が選定した施設等と通称名等の提案を募集するものです。

2 対象施設・事業

(1) 対象施設等

募集の対象となる施設等は、区の有料制自転車駐車場などの公共施設や区が実施するイベント事業の全般です。

(2) 対象外施設等

ア 区役所等の庁舎、小中学校、保育

イ 指定管理者が運営する施設（指定管理者制度の導入が予定されている施設も含む）

ウ 既にネーミングライツが導入されているもの（別紙1参照）

エ その他ネーミングライツを導入することにより、区民生活や運営に支障をきたすおそれのある施設等

3 募集条件

(1) 応募資格

①法人格を有する団体に限る。

②地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

③杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。

④杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。

⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

⑥法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。

⑦杉並区広告掲載基準（平成27年2月27日杉並第62478号。以下「広告掲載基準」という。）第7条の広告の制限の規定に該当しない法人又は第10条の規制業種又は事業者の規定に該当しない法人であること。

⑧広告代理店が転売を行う場合は、ネーミングライツを使用する転売先法人が決まっていること。また、転売先法人についても上記①～⑦の条件を満たしていること。

(2) 通称名の条件

ネーミングライツにより新たに命名される通称名は、区民や施設利用者の理解を得やすいもの

とし、広告掲載基準第7条（広告の制限）の規定に該当するものは、通称名とすることができます。

区の有料制自転車駐車場などの地域単位に設置している公共施設への提案をする場合は、施設の種類がわかるような表現とし、地域名を必ず使用することとします。

例：高円寺北自転車駐車場 → ○○○○高円寺北サイクルステーション
(地域名) (施設の種類)

※条例上の施設名称等は変更しません。また、区の行政上の手続きでは、条例上の施設名称等の正式名称を使用します。

※通称名は、原則として契約期間中に変更できません。

※企画展等へのネーミングについては、実施する企画展の内容等に影響を及ぼすと区が判断したときは、使用しない場合がありますので、予めご了承ください。

4 実施手順

（1）手順の概要

本件では、事前相談後に応募を受け付けます。事前相談から使用開始までの手順は以下のとおりです。

- ア 事前相談
- イ 看板等表示の設置に関する事前確認（看板等表示の設置を希望する場合）
- ウ 応募申込み
- エ ネーミングライツパートナー候補者選定審査
- オ ネーミングライツパートナー候補者選定結果の通知
- カ 通称名看板等の表示・設置届及び景観に係る事前協議等
- キ 協定・契約の締結等
- ク 通称名使用開始

（2）手順の詳細

ア 事前相談

（ア）事前相談の方法

応募には事前相談が必要です。提案を希望される方は、対象となりうる施設等かどうか等を確認させていただくため、まずは「7 問合せ先」の政策経営部企画課企画調整担当に電話・電子メール等でお問い合わせください。その後、別紙2「提案募集型ネーミングライツパートナー事前相談申込書」を提出の上、区に事前相談を行っていただきます。

（イ）事前相談の内容

事務局（政策経営部企画課）及び施設所管課等が応募事業者と協議し、以下の内容を踏まえて提案の実現可能性を確認します。

- ① 導入可能な施設か
- ② 提案内容に関するこ

イ 看板等表示の設置に関する事前確認（看板等表示の設置を希望する場合）

（ア）事前確認の方法

「ア 事前相談」でご希望の施設が、ネーミングライツの対象となりうること等を確認させていただいた後、東京都屋外広告物条例等を遵守しているかを事前確認させていただきます（公共施設を対象とする場合）。

（イ）ご提出いただく資料

別紙3 「東京都屋外広告物条例事前確認必要書類等（ネーミングライツパートナー）」の資料

【ご留意事項】

東京都屋外広告物条例に基づく表示・設置には、掲出場所や広告物の形状等に応じて、詳細な基準が定められています。内容によっては追加資料のご提出や、確認のためにお時間を頂く場合があります。

ウ 応募申込み

事前相談終了後、正式にお申込みいただきます。

（ア）提出書類

①別紙4 「申込書（第1号様式）」※記入例は別紙5 「申込書記入例」を参照ください。

②通称名看板等のデザイン案【任意様式】

- ・施設…屋外広告物として表示・掲示を希望する看板等の規模（大きさ）、デザイン、色彩等を設置場所ごとに作成すること。
- ・事業…事業名をポスター・チラシ等に掲載を希望するデザインについて、Word・Excel・PowerPointのいずれかで利用できる画像データを作成すること。

③登記簿謄本（原本）（発行後3か月以内のもの）

④財務諸表

直近3か年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、財産目録又は勘定科目内訳書 ※法人の形態によっては提出不要なものあり

⑤法人事業税の納税証明書（原本）

⑥法人税の納税証明書（原本）

⑦消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）

⑧転売を行う場合は、転売先法人の上記③～⑦の書類

（イ）応募方法

申込書に必要事項をご記入の上、「7 問合せ先」の政策経営部企画課企画調整担当まで、以下のとおり必要部数ご提出ください。

提出書類	必要部数
①別紙4 「申込書（第1号様式）」	10
②通称名看板等のデザイン案	10

③登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）	1
④財務諸表（直近3か年）	各1
⑤法人事業税の納税証明書	1
⑥法人税の納税証明書	1
⑦消費税及び地方消費税の納税証明書	1
⑧転売を行う場合は、転売先法人の上記③～⑦の書類	1

エ ネーミングライツパートナー候補者選定審査

（ア）選定方法

区は選定会議を設置し、応募資格、通称名、契約期間、申込金額等の内容を総合的に審査します。審査の結果、ネーミングライツパートナーとしての適格があり、かつ区にとって有利な条件で契約を締結できるものとして、区と契約に係る交渉をする者を選定します。ただし、選定会議で審査をした結果、一定の点数に満たない場合、「ネーミングライツパートナー候補者なし」とする場合があります。

（イ）審査基準

選定会議は、以下の審査項目に基づき総合的に審査します。

審査項目	審査ポイント
経営状況	・経営状況の安定性
通称名（案）	・親しみやすさ、わかりやすさ、施設・事業のイメージとの整合 ・デザイン
契約期間	・契約期間の妥当性
申込金額	・申込金額の多寡
総合評価	・申込書裏面の特記事項の内容

オ ネーミングライツパートナー候補者選定結果の通知

ネーミングライツパートナー候補者選定結果について、全ての応募事業者に書面により通知します。

カ 通称名看板等の表示・設置届及び景観に係る事前協議等

ネーミングライツパートナー候補者として選定された場合は、速やかに屋外広告物の表示・掲出のために必要な許可申請を行っていただきます。手続きの詳細は、後述の「5 屋外広告物の掲出に係る留意事項」（3）をご覧ください。

キ 協定・契約の締結等

（ア）協定の締結

区と選定されたネーミングライツパートナー候補者の間で、ネーミングライツについて基本的な事項を定め、円滑かつ効果的に遂行するための協議を行い、双方合意の上、協定を締結します。

期間は、施設へのネーミングライツが3～5年間、それ以外は、1～5年間（ただし、郷土博物館分館企画展ごとの協賛パートナーのように、開催期間が1年未満のものを除く）とします。

(イ) 契約の締結

①契約期間

ネーミングライツ契約期間は、区と協議の上、決定します。

②契約金額

申込金額（年額）をもとに、契約期間に応じて決定します。

（例：契約期間が11月から3月の5か月の場合は、申込金額（年額）の5/12）

③通称名

原則として、申込書の通称名（案）とします。

④費用負担

看板等の設置・整備費用は、ネーミングライツパートナーの負担とするほか、次の表のとおり、区とネーミングライツパートナーの費用負担区分を原則とします。

＜区とネーミングライツパートナーの費用負担区分＞

区分	区	ネーミングライツ パートナー
敷地内の建物外壁等看板、イベント名看板等の設置・整備 ^{※1}		○ ^{※2}
契約期間終了後の原状回復		○ ^{※2}
東京都屋外広告物条例及び杉並区景観条例の手続き等に係る費用		○ ^{※2}
設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担		○ ^{※2}
対象施設等につけた通称名等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担		○ ^{※2}
契約締結後に作成するパンフレット等の印刷物 ^{※3} や区公式ホームページの表示変更	○	

※1 契約期間中の看板等の維持管理については、ネーミングライツパートナーの責任と負担において行うものとします。

※2 契約金の他に別途負担するものとします。

※3 新たな通称名は、原則として、区が新たに発行・刷り増しする印刷物から使用します。

⑤契約の更新

ネーミングライツパートナーは、契約更新に際して、優先的に交渉することができます。

(ウ) 契約の解除

①法令違反、契約違反、ネーミングライツパートナーの信用失墜行為その他ネーミングライツパートナーの責めに帰すべき理由により、通称名を使用することが施設等及び区のイメージを損ねる恐れがあると判断したとき、区は契約を解除することができるものとします。

②①の規定に基づき契約を解除した場合に係る経費等の取扱いは、次のとおりとします。

- ・原状回復等に係る費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。
- ・区が既に支払いを受けている契約金は返還しません。
- ・ネーミングライツパートナーに損害が発生した場合であっても、区はその責任を負いま

せん。

5 屋外広告物の掲出に関する留意事項

- (1) 屋外広告物として建物の外壁面などに表示・看板等を掲出するときは、関係する条例等を遵守し、施設等の構造的な安全面の確保を図るため、区施設管理者とネーミングライツパートナーとの間で管理区分などを協議の上、適否を決定します。
- (2) 看板等の掲出に係る制限及び配慮基準については、以下のとおりです。

＜杉並区広告掲載基準＞

広告掲載基準第8条（屋外広告に関する景観上の掲載基準）及び第9条（屋外広告に関する交通安全上の掲載基準）の規定に該当するものは、通称名看板等として掲出することができません。

＜東京都屋外広告物条例の規格＞

区施設は、東京都屋外広告物条例により禁止区域にあたり、商業広告的な表示は認められません。ただし、通称名看板等は施設外壁面に表示可能としています。看板等の表示面積は、1施設につき、自家用広告の基準を適用し総表示面積を20m²以下とします。また、建築物等の一壁面には表示を10分の3以下にしなければならないなどの個別的基準を満たす必要があります。

＜杉並区景観計画の配慮基準＞

看板等の規模・デザイン・色彩等については、景観法及び杉並区景観条例に基づき定められた景観計画による屋外広告物の表示・掲出に関する以下の配慮基準に適合するものとします。

項目	配慮基準
配置	河川、公園・緑地、歴史的な景観資源などからの見え方に配慮します。
規模	広告物は、必要最小限とします。
形態 意匠 色彩	①屋上広告は、建築物と一体的なデザインとなるように配慮します。 ②突出広告は、列状等に集約し周辺の建築物等と調和するように配慮します。 ③壁面広告は、壁面のデザインとの調和を図ります。 ④独立広告は、集約化を図り、建築物や外構のデザインと調和するように配慮します。 ⑤色彩は、地域特性にふさわしい、まちなかに調和した、落ち着いたものとするよう努めます。
緑化	独立広告の基礎部分は可能な限り緑化するよう努めます。

- (3) 屋外広告物の表示・掲出に伴う手続きについては、以下のとおりです。

看板等の規模・デザイン・色彩等については、担当課が、前項の配慮基準や手続きなどについて事前確認をさせていただきます。

東京都屋外広告物条例については、区施設管理者による屋外広告物表示・設置届の提出が必要となる場合があります。

杉並区景観計画については、ネーミングライツパートナー候補者選定後、事前協議が必要となる場合があります。この事前協議では、ご提案いただいた内容について、区が書類審査等を行うほか、「まちづくり景観審議会」で審議します。その結果、修正をお願いする場合や、内容が認められないと判断される場合があります。事前協議が終了するまでは、区が規模・

デザイン・色彩等の変更を求める可能性がありますので、ご承知置きください。また、地域・表示面積により、「杉並区屋外広告物の設置に関する事前相談実施要領」で定める「屋外広告物の表示・掲出に関する事前相談書」等の提出が必要になります。

地区計画、沿道地区計画（以下「地区計画等」とする。）の範囲に対象建物がある場合は届出が必要な場合があります（地区計画等で看板設置（景観含む）等に関する地区整備計画が定められている事がありますので地区計画等の地域に対象建物がある場合は市街地整備課地区計画係までご相談ください）。

ネーミングライツパートナー候補者として選定された場合は、速やかに屋外広告物の表示・掲出のために必要な許可申請を行うこととします。

6 その他留意事項

（1）応募事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・参加資格を満たさなくなった場合
- ・審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

特に、選定会議設置から区が候補者の意思決定をするまでの間、応募事業者（応募予定者の関係者含む。）が選定委員及びこの募集に関わる区職員と故意（不正行為目的）に接触（書類の提出や要項に定められた質問等の正当な行為を除く。）することを禁じます。

- ・前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

（2）応募に関わる費用は、全て応募事業者の負担とします。

（3）提出書類は、日本語を用いるものとします。また、通貨は日本円表記とします。

（4）提出書類については、返却しません。

（5）応募のあった内容について、本募集の実施に関してのみ使用し、それ以外に使用しません。

（6）申込書について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。

（7）ご提案いただいた内容について修正をお願いする場合や、内容が認められないと判断される場合があります。

7 問合せ先

○募集要項全般に関すること

杉並区政策経営部企画課企画調整担当

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 (杉並区役所東棟 4 階)

電話 03-3312-2111 (内線1417、1418)

E-mail kikaku-k@city.suginami.lg.jp

○東京都屋外広告物条例に関すること

杉並区都市整備部土木管理課占用係

電話 03-3312-2111 (内線3403)

○杉並区景観条例に関すること

杉並区都市整備部市街地整備課景観係

電 話 03-3312-2111 (内線3377)

○杉並区地区計画、沿道地区計画に関すること

杉並区都市整備部市街地整備課地区計画係

電 話 03-3312-2111 (内線3372、3373)